

## 自治体アンケート調査の結果等（除染に関する部分）について

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び埼玉県の 119 自治体に除染に関するアンケートを送付したところ、107 自治体（回収率 89.9%）から、以下のような意見の提出があった。

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>国直轄除染地域の除染については、地元市町村の意向を踏まえつつ、除染実施計画に基づき迅速かつ確実に（可能な限り工程は前倒しして）実施するように努めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国直轄除染地域における本格除染工事の実施に当たっては、可能な限り市町村の意向を尊重しつつ、具体的な施工計画を立てて臨んでいます。</li> <li>○また、除染工事の実施に当たっては、除染実施計画に示した期間内に除染が終了できるように作業人員の確保等に努めています。</li> </ul>
	<p>【仮置場の確保等（市町村除染地域）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の仮置場等が迅速に確保されるよう、国有地の積極的な提供を行う必要がある。</li> <li>仮置場等の安全性や管理内容について、住民理解を促すための支援に国も積極的に関わる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村除染の仮置場については、地域の実情を最もよく御存知の市町村において確保いただいているところです。国有地の提供についても、環境省から関係機関に協力依頼等を行ってきました。とりわけ、林野庁においては仮置場に係る用地についての国有林野の無償貸付け等、積極的に協力いただいています。</li> <li>○仮置場については、環境省としても、管理実態の情報の集約・発信を行うとともに、住民の方に御理解いただけるよう、市町村からの御要望を踏まえながら必要に応じて説明会への職員や専門家の派遣を行っています。</li> </ul>
	<p>【除染の手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた除染手法等も採用したい。</li> <li>除染技術に関する知見を集積し、必要に応じて「除染関係ガイドライン」の改訂を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○円滑な除染の実施のために現場のニーズに応じて柔軟に対応していくため、得られた知見等の蓄積を踏まえて「除染関係ガイドライン」や除染関係 Q &amp; A の改訂を随時行っています。また、除染関係ガイドラインに位置付けられていない手法についても、その手法で除染を実施する必要がある場合には、現地の実情に応じた柔軟かつ迅速な判断に努めています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天地返しの安全性について調査し、方針を示してほしい。</li> </ul>	<p>○ 天地返し（表土と表土の下層にある土壌の入換え）は、環境回復検討会における有識者の技術的な議論を経て、土等による遮へいによって放射線量の低減や放射性セシウム拡散の抑制が期待できる、除染の方法の一つとして施行規則で定めています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等だけではなく、一般家庭においても、空間線量率の測定位置を <b>50cm</b> としてほしい。</li> </ul>	<p>○ 被ばく線量による影響については、人への健康影響の寄与の程度を考慮することが重要であると考えられるため、人の通常の生活パターンを踏まえ、統一的に原則として <b>1m</b> の高さで汚染の状況を測定することとしています。</p> <p>○ なお、保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校及びそれらの通学路、主な利用者が幼児・低学年児童である公園等においては、特措法施行前に開始された文部科学省等の補助事業により行われた除染で用いられた測定の高さを踏まえ、例外的に <b>50cm</b> としています。</p>
	<p><b>【地域間の整合性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国直轄除染地域と市町村除染地域の作業内容の統一を図っていただきたい。</li> </ul>	<p>○ 国直轄除染地域及び市町村除染地域においては、「除染関係ガイドライン」を基本としつつ、空間線量率や現場の状況に応じて手法を決定し統一的に除染を行っています。</p> <p>○ また、国直轄除染地域の除染を実施する際には、除染地域の市町村と連携を図っています。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県と同等の除染をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法に基づき市町村等が実施する除染については、特措法基本方針を踏まえ、環境省が線量等に応じた技術的・財政的措置を行っています。</li> <li>○福島県外においては、現時点では、自然減衰等により、線量が比較的高い地域はなくなっているものと認識しています。</li> <li>○ただし、福島県外でも、子どもの生活環境を中心に福島県内と同じように、土の剥ぎ取りや高圧洗浄を可能としています。</li> </ul>
	<p><b>【作業員の労働環境】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染業務の委託におけるトラブル解決のため、相談機関の設置などが必要。</li> <li>・作業員を安定的に確保するため、暴力団排除徹底・労働安全対策・除染作業のイメージアップ等講じる必要がある。</li> <li>・宿舍立地による渋滞対策や作業員の交通マナーの徹底等を講ずる必要がある。</li> <li>・危険手当の支給が国直轄除染地域に限られており、作業員の確保に苦慮。公平かつ速やかに除染を完了する手立てを講じていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省では、受注者に対して暴力団排除に関する誓約事項の再徹底を要請するとともに、協議会を開催し、福島県警等とも密に連携すること等により暴力団排除について取り組んでいます。除染作業のイメージアップ対策の一環としては、除染への理解を深めるための「サンクスヘルメット」企画や「福島再生。」等の取組を行っています（参照：資料2-1）。また、労働安全対策については、厚生労働省や警察とも連携し、安全確保等の徹底についての事務連絡の発出、協議会の開催、安全パトロール等の取組を行っています。</li> <li>○また、受注者への事務連絡等により、作業員のマナーの徹底や相乗り等による渋滞対策の促進を図っています。</li> <li>○国直轄除染地域で支払われている特殊勤務手当は、国直轄除染地域が、避難指示が出されている地域（比較的高い線量が高い地域）であり、作業員にとって精神的にも身体的にも、負担が大きいため支払われているものです。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
除染の加速化・効率化・円滑化に資する措置（つづき）	<p>【予算措置等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染が完了するまで財政措置を継続していただきたい。</li> <li>・実態に即した標準単価を設定していただきたい。</li> <li>・市町村除染実施の基礎資料とするため、国直轄除染における積算資料を示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法に基づく除染については、引き続き財政措置の対象となります。</li> <li>○除染等工事の積算で用いている単価は、最新の工事実績等をもとに、極力、実態に即したものとなるよう、随時見直しを行っています。</li> <li>○国直轄除染における積算資料としては、「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価」及び「除染特別地域における除染等工事暫定積算基準」を公表しています。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期目標として、「年間追加被ばく線量 1mSv 以下」を堅持する必要がある。</li> <li>・平成 25 年 8 月時点での暫定目標（一般公衆の年間追加被ばく線量等）は一定程度達成し、市町村の除染の役割は一つの区切りとなった。長期的な目標として、具体的な目標や手法が示されていない状況であり、住民の不安解消等、暫定目標と整合を図った形で新たな方向性を示し、国が主体となり実施していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特措法基本方針において、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間 1mSv 以下となることを目指しており、この方針について変更する予定はありません。なお、この目標は、生活圏を中心とした除染や、モニタリング、食品の安全管理、健康診断等による放射線リスクの適切な管理等の総合的な対策により達成するものと考えています。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染工事の目標値がないので、成果を数値で評価できない。</li> <li>・長期的な目標としてだけでなく、空間線量率（50cm）が 0.23μSv/h 未満となることを除染の目標とすることを法に規定していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○除染作業は、線量に応じた適切な方法で下げられるところまで線量を下げるといった考え方のもと実施しており、個々の除染作業の目標の設定を行うことは困難であると考えています。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
森林・河川・湖沼・農地等の除染	<p><b>【森林】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活圏以外の山林について、除染の方針を明確化すべき</li> </ul>	<p>○森林周辺の居住者の生活環境における放射線量を低減する観点から、住宅等に近接する森林(原則として林縁から20m程度の範囲)及び日常的に人が立ち入るキャンプ場やほだ場などの森林は、除染の方針を示しています。それ以外の森林については、環境省と林野庁が連携し、調査・研究を進めながら、蓄積した知見等に基づき、環境回復検討会において検討を行っているところです(参照:資料3)。</p>
	<p><b>【河川・湖沼等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川・湖沼等について、除染の方針を明確化すべき。</li> <li>河川・湖沼等についてさらなる調査・研究を継続するとともに、リスクコミュニケーションに配慮した取組・将来を見据えた対策の検討等をいただきたい。</li> </ul>	<p>○河川・湖沼等の除染の方針については、環境回復検討会において検討を行い、「水の遮へい効果が期待できず、放射性Csの蓄積により空間線量が高く、かつ、一般公衆の活動が多い生活圏に該当すると考えられる箇所について、必要に応じ、除染を実施する」との方針を示しています(参照:資料3)。</p> <p>○河川・湖沼等については、現時点で人への直接的な影響が考えられない場合においても、河川・湖沼等の流域全体における放射性Csの動態等について、関係主体が相互に有機的に連携して、モニタリングを継続するとともに長期的な視点から調査・研究を実施しています(参照:資料3)。</p> <p>○河川・湖沼等を利用したレクリエーション活動が自粛されている現実が多くあることや飲料水に対する不安があることなどに留意し、関係者の正しいリスク認識の醸成に資するよう、継続的に河川・湖沼等における放射性Csの汚染状況やそれによるリスク等に関する知見について更なる集約を図るとともに、それらの活用方法の検討を行っています。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
森林・河川・湖沼・農地等の除染（つづき）	<p><b>【農地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地除染を実施する場合には、営農再開の時期や地力の回復などに配慮しつつ進めていただきたい。</li> <li>・除染手法を農家に正しく周知するとともに、除染が終了した農地を順次市町村に連絡することで、農家による営農再開の取り組みにつなげていただきたい。</li> <li>・保全管理できる状態に復旧するまでを除染作業とし、農業者に引き渡していただきたい。</li> <li>・除染実施が困難なほ場についての除染技術・手法を開発していただきたい。</li> </ul>	<p>○環境省では、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮が必要なことから、表土剥ぎ及び客土（又は反転耕・深耕）を行った農地について、ゼオライト等の土壤改良資材を施用し、地力の回復を図っています。営農再開に向けては、除染、除染後の農地管理等の支援及び除染技術開発について農林水産省、自治体等と連携して取り組んでいます。</p> <p>○また、住民説明会等で除染手法を周知するとともに、除染が終了した農地については、営農再開へ向けた取組を円滑に実施できるよう、除染が終了した農地について、順次市町村へ連絡を行っているところです。</p>
	<p><b>【特措法外の除染】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路側溝等の堆積物等については、空間線量率に関わらず除染対象とし、財政措置対象としていただきたい。</li> <li>・道路側溝等の堆積物等に対する処理方針を示していただきたい。</li> </ul>	<p>○汚染状況重点調査地域に指定され除染実施計画に定められる区域内であって、地上1mの空間線量率が0.23<math>\mu</math>Sv/h以上の地点では、道路側溝汚泥等の除去等について、財政的措置を講じています。</p> <p>○それ以外の地点については除染の必要はなく財政措置の対象とはしていません。</p> <p>○御指摘も踏まえ、環境省において、除去された堆積物等の処理の方針を検討する必要があると考えています。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<b>土壌の処分・処分基準</b> <b>(減容化・再利用を含む)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県外においては、保管している土壌の処分方法が決まっていないため、除去土壌の処分基準を早急に示してほしい。その際、住民に理解が得られるようなものや地域の実情にあったものとしていただきたい。</li> <li>・除去土壌を国が主体となって処分していただきたい。</li> <li>・放射性物質が拡散されることなく、かつ将来に影響を与えない方法により国の責任において一元的に管理、処分されるよう、除染に伴う土壌等の処分が除染等の実施者とされている特措法の規定を改正していただきたい。</li> <li>・一般の最終処分場での処分ができるよう、調査・研究を行っていただきたい。</li> <li>・減容化、再利用等について考え方を示すべき。</li> <li>・処分場所の確保ができない場合は、国有林野の提供をお願いしたい。</li> <li>・地域住民から、現場保管している除去土壌について保管場所から移動してほしい旨の要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○除去土壌の処分基準については、関係自治体等の御意見を丁寧に伺いつつ、環境回復検討会において技術的な検討を行い、環境省において策定する予定です。</li> <li>○福島県外で発生した除去土壌の処分については、特措法第35条に基づき、除染実施者が実施するものとさせていただきます。</li> <li>○また、処分に当たって必要な財政的措置や技術的な支援を行っていきたいと考えています。</li> </ul>
<b>フォローアップ除染</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後モニタリングの具体的な実施方法を示すとともに、継続的に財政措置を行っていただきたい。</li> <li>・除染効果が維持されていない箇所（ホットスポット等）が確認された場合のフォローアップ除染に係る方針等を策定していただきたい。</li> <li>・フォローアップ除染の経費についても財政措置の対象としていただきたい。</li> <li>・フォローアップ除染の定義・方針について、法に規定していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事後モニタリングの具体的な手法、詳細については、除染関係 Q&amp;A で示しています。</li> <li>○フォローアップ除染については、平成26年3月の第11回環境回復検討会にて一定の考え方を示しており、仮に部分的に除染効果が維持されず空間線量に影響を与えているような箇所があった場合には、モニタリングの結果や現場の状況に応じて、合理性や実施可能性を判断し、必要なフォローアップの除染を行うことを可能としています（参照：資料3）。</li> <li>○必要なフォローアップ除染については、引き続き財政措置の対象となります。</li> </ul>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>帰還困難区域の除染</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰還困難区域内の除染実施計画を策定し、早急に除染を実施していただきたい。</li> <li>・帰還困難区域内であっても復興拠点については優先的に除染していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○除染を含めた帰還困難区域の取扱いについては、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、政府として、地元と検討を深めていくこととしています。</li> <li>○一方、復興に不可欠な広域的インフラや復興拠点については、関係機関とともに個別にその必要性等を精査した上で除染を実施しています。</li> </ul>
<p>汚染状況重点調査地域の指定解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染状況重点調査地域の指定解除の要件・手順を示していただきたい。</li> <li>・中間貯蔵施設での貯蔵後の処分が終了しない限り解除できないのか。(福島県内の市町村については、30年間解除できないのか)</li> <li>・除染等の措置が完了した市町村は「除染措置完了市町村」とされているが、汚染状況重点調査地域の解除を補う制度であれば、特措法で規定していただきたい。また、「除染等の措置」と「除染等の措置等」の表現がわかりにくいため平易な表現としていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚染状況重点調査地域の指定の解除については、除染実施計画に基づく除染等の措置等が完了するとともに、特措法第33条において、指定の要件(0.23μSv/h以上)となった事実の変更により必要が生じたときに、同地域の区域の変更又は指定を解除することができることとされています。</li> <li>○中間貯蔵施設への搬入の進捗状況や各市町村の処分の状況を踏まえ、対応方針について検討していきたいと考えています。</li> <li>○また、環境省では、汚染状況重点調査地域に指定された市町村のうち、市町村が策定した除染実施計画に基づいて実施された除染等の措置の完了の報告があり、環境省が内容を確認した市町村を「除染措置完了市町村」と位置付け、HPで公表しています。</li> </ul>



	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
リスクコミュニケーション・住民への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空間線量 <math>0.23 \mu \text{Sv/h}</math> が除染の目標値であると、誤って一般的に捉えられている。暫定目標（一般公衆の年間追加被ばく線量を平成 25 年 8 月までに平成 23 年 8 月末と比べて 50% 低減すること等）や長期的な目標が年間追加被ばく線量 <math>1\text{mSv}</math> であること等を、国が責任を持って広く住民に周知していただきたい。</li> <li>・わかりやすい除染の制度を整備した上で、市民に対して十分な説明を行っていただきたい。</li> </ul>	<p>○環境省では、除染情報プラザの展示や専門家派遣、ウェブサイトや各種メディア等を活用し、特措法基本方針における平成 25 年 8 月末までの目標や長期的目標等を含む除染関連情報について、関係地方公共団体の御協力をいただきながら、住民の方々への周知に取り組んでいます（参照：資料 2-1）。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特措法第 3 条に基づき、国の主体责任の下、必要な除染は確実に実施することはもとより、福島県民が求めているのは事故以前の環境の回復であり、生活環境だけでなく自然環境も含めた総合的な放射性物質対策を国の責任で進める必要がある。</li> </ul>	<p>○政府では、関係省庁間で連携しながら、事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に関するこれまでの知見を踏まえながら、総合的な放射性物質対策を進めています。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
その他（つづき）	<p>・特措法第35条第1項第4号に規定する環境省令で定めるものとして大規模事業者等を加えるべき。</p>	<p>○特措法第35条第1項第4号の規定は、第1号～第3号・第5号に定められた公共機関（国・都道府県・市町村）と同等に、除染等の措置等を実施する者を定めることを目的として規定されています。これを受けて、「除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令」において、国・都道府県・市町村と同等のものとして、独立行政法人等を定めています。</p> <p>○なお、特措法第35条第3項（土地等の所有者等と上記公共機関等で合意が得られた場合、土地等の所有者等が除染等の措置等を実施することができる）を用いて、大規模事業者等を始めとする民間企業が除染を行っている事例があります。</p>

	主な意見の内容	環境省のこれまでの対応・考え方
<p>具体的な事業・手続き等に対する要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の復興拠点において、被害家屋調査を実施する予定。除染後の解体家屋といった二度手間にならないよう、家屋解体担当との具体的な協議を進めていただきたい。</li> <li>・今後、除染のみならず建物解体が行われ、仮置場の確保が重要になってくる。除去土壌の減容化や焼却施設の整備ができるようにしていただきたい。</li> <li>・道路や河川などの除染の際、工法も含めて特措法第 30 条に基づき同意を徹底させる必要がある。</li> <li>・特別地域内除染実施計画に「関係機関と調整しながら」と記述があるが、関係機関とはどこなのか明記すること。</li> <li>・仮置場の容量が少なく、仮置場からの搬出ができない。</li> <li>・仮置場が村内の優良農地で占めており、営農再開の弊害となるため、中間貯蔵に搬入が遅れる場合、別の仮置場を設置していただきたい。</li> <li>・特措法第 35 条第 3 項にて、土地等の所有者等も合意により除染ができることとなっているが、現実的な対応を講じていないことから、整理すべき。</li> <li>・除染実施計画の計画満了後に、国、県等の管理する施設及び土地において周辺と比較し高い放射線量を示す箇所が発見された場合には、市町村に除染実施計画の策定を求めることなく、国・県等が除染を行うよう、法の改正・財源措置等の体制整備を行っていただきたい。</li> <li>・引き続き除染を実施し、安心・安全なまちづくりのためにも、除染実施期間の延長について検討していただきたい。</li> <li>・現場保管の柔軟な対応（除染実施敷地以外の現場保管）について検討いただきたい。</li> </ul>	<p>○御意見も踏まえ、検討・対応いたします。</p>

(参考)

放射性物質汚染対処特措法  
施行関係都県及び市町村 御中

事務連絡  
平成 27 年 4 月 7 日

環境省  
放射性物質汚染対処特措法  
施行状況検討チーム

## 放射性物質汚染対処特措法施行状況に関する調査のお願い

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）附則第 5 条において「法律の施行後 3 年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されていることを踏まえ、環境省では、同法に基づく各種施策についてその施行状況を検討することを目的として、「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」を設置し、本年 3 月 31 日に同検討会第 1 回を開催しました。放射性物質汚染対処特措法の概要含む第 1 回検討会の資料について下記検討会 URL を御参照ください。

(※<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/law-jokyo01.html>)

については、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会における議論の参考とさせていただくため、関係自治体の皆様から同法の施行に関する御意見をいただきたく、標記調査を実施いたしますので、ご協力よろしくお願ひいたします。その際、日頃住民から寄せられている意見や、住民とのリスクコミュニケーションに関する御意見についても、記載していただくようお願いいたします。

御意見については、別紙調査票（自由記述式）に御記入の上、平成 27 年 4 月 24 日（金）までに以下の返信先までメールで御返信いただきますようお願いいたします。また、必ず両宛先に御返信ください。

なお、本調査の結果は、放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会第 2 回及び第 3 回の議論の参考となるよう、資料としてとりまとめます。また、いただいた回答について、委員に配布するとともに、後日、自治体名と担当課室名を明記した上で、環境省ホームページに掲載する予定です。

### 【返信先】

- ① [houshasen-tokusohou@env.go.jp](mailto:houshasen-tokusohou@env.go.jp)
- ② [hairi-kikaku@env.go.jp](mailto:hairi-kikaku@env.go.jp)

### 〔調査対象〕

調査票 A（除染関係）：除染特別地域又は汚染状況重点調査地域の指定を受けたことのある市町村又は指定された市町村を有する県

調査票 B（汚染廃棄物関係）：汚染廃棄物対策地域に指定された市町村、指定廃棄物が存在する市町村及び市町村長会議に参加する市町村並びにこれらに関する各都県

（裏面に続く）

[今後のスケジュール (予定)]

平成 27 年 4 月 7 日 調査開始  
4 月 24 日 調査〆切  
5 月 26 日 第 2 回検討会 (施行状況の報告・評価 [除染])  
6 月 26 日 第 3 回検討会 (施行状況の報告・評価 [中間貯蔵・廃棄物処理])  
その後 必要に応じて開催  
夏頃 とりまとめ

【お問い合わせ先】

[除染・中間貯蔵 (調査票 A 関係)]

環境省 水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室 (除染チーム)

担当：水谷、富田 直通：03-5521-9267

[廃棄物関係 (調査票 B 関係)]

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課

担当：香具、豊島 (としま)、岩佐 直通：03-5521-9268

回答自治体名： \_\_\_\_\_

担当課室： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_ e-mail： \_\_\_\_\_

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

ご協力ありがとうございました。

回答自治体名： \_\_\_\_\_

担当課室： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_ e-mail： \_\_\_\_\_

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。  
※該当しない項目については空欄のままで構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....  
.....  
.....

ご協力ありがとうございました。